

第149回定時株主総会 招集ご通知

日時 令和4年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：9時30分）
場所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 4階429区 当社会議室

新型コロナウイルス対策に関するお願い

本定時株主総会に関しては、感染の再拡大防止に係る対応のため、当日のご来場は極力お控えいただき、ご出席に代えて、書面により議決権を事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

栗林商船株式会社

（証券コード 9171）

○目 次

第149回定時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 2

第2号議案 定款一部変更の件…………… 3

第3号議案 監査役1名選任の件…………… 5

第4号議案 補欠監査役1名選任の件…………… 6

第5号議案 取締役および監査役の報酬総額改定の件…………… 7

添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項…………… 8

2. 会社の株式に関する事項…………… 15

3. 会社の新株予約権等に関する事項…………… 16

4. 会社役員に関する事項…………… 16

5. 会計監査人の状況…………… 21

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況…………… 22

連結計算書類…………… 27

計算書類…………… 31

監査報告書…………… 34

第149回定時株主総会会場ご案内略図

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
栗 林 商 船 株 式 会 社
代表取締役社長 **栗 林 宏 吉**

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、株主の皆様の安全・安心を最優先に考え、当日のご来場は極力お控えいただき、ご出席に代えて、書面により議決権を事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただいた上で、令和4年6月28日（火曜日）午後5時までに到着する様ご送付をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 4階429区 当社会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 第149期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第149期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役および監査役の報酬総額改定の件 |

以 上

- ~~~~~
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.kuribayashishosen.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kuribayashishosen.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知添付書類および上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類であります。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への配当を最重要課題の一つと認識しており、可能な限り安定した配当を継続していくことを基本方針としております。期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式	1株につき金6円	総額	76,122,132円
--------	----------	----	-------------

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

『「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書き』に規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>
<新設>	(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする ことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(附則) 1. <u>変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第12条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役廣渡 鉄氏は任期満了となります。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位および重要な兼職の状況
ひろわたり てつ 廣 渡 鉄 (昭和33年 11月28日生) 再任・独立・社外	1,900株	平成 4 年 4 月 第一東京弁護士会登録 上野隆司法律事務所入所 平成11年 4 月 廣渡法律事務所開設 平成18年 6 月 当社監査役 現在に至る
社外監査役候補者とした理由 廣渡 鉄氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれが無く、高い独立性を有すると思料されることから社外監査役として選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の社外監査役就任期間は、本總會の終結の時をもって16年であります。		

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 廣渡 鉄氏は社外監査役候補者であります。
3. 廣渡 鉄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員に指定してあります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備えて、補欠の社外監査役として徳間亜紀子氏の選任をお願いいたしますと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴および重要な兼職の状況
とくま あきこ 徳間亜紀子 (昭和48年 11月14日生) 再任	一株	平成10年7月 中央監査法人（みずほ監査法人）入所 平成19年8月 新日本監査法人（EY新日本有限責任監査法人）入所 平成22年11月 徳間公認会計士事務所（現在） 令和2年11月 税理士法人徳間会計（現在） 令和4年1月 ケネディクス・オフィス投資法人 監督役員（現在） 現在に至る
補欠の社外監査役候補者とした理由 徳間亜紀子氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、長年にわたり公認会計士および税理士として豊富な経験と知識を有しており、様々な会社の会計監査を行い、公認会計士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、補欠の社外監査役として適任と思料したからであります。なお同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 徳間亜紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定してあります。

第5号議案 取締役および監査役の報酬総額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬は、平成3年6月27日開催の第118回定時株主総会（取締役7名・監査役2名）において、取締役の報酬額を月額15,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は昭和62年6月26日開催の第114回定時株主総会（取締役7名・監査役2名）において、月額3,000千円以内としてそれぞれ承認をいただいております。

この間、当社グループの事業規模の拡大や経営環境の変化に伴い、役員の責務が増大した事等を勘案の上、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に向けた役員の更なる意欲向上・経営体制の充実を目的として、取締役の報酬を年額4億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額を年額5千万円以内と改定させていただきたいと存じます。

また、本議案につきましては、上記の目的に照らし、当社独立役員等で構成されるガバナンス委員会の諮問・答申を経ており、相当であると考えております。
現在、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）、監査役の人数は3名（うち社外監査役3名）となります。

以上

添付書類

事業報告

(自 令和 3 年 4 月 1 日)
(至 令和 4 年 3 月 31 日)

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が収束せず、緊急事態宣言の再発出や度重なるまん延防止等重点措置があったものの、ワクチン接種の普及や各種政策の効果によって行動制限が年度末には解除され、景気回復の兆しが見られるようになりましたが、半導体・部品不足による物流網の混乱や、ウクライナ情勢の混乱に伴う資源・原油価格の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

海外においては、中国では感染症の抑制により経済活動をいち早く再開しましたが、ゼロコロナ政策に伴う活動制限と外出自粛による個人消費の下振れにより、景気低迷が懸念されます。欧米でもワクチン接種の進展や経済政策による下支えにより景気回復は持続しておりますが、世界規模の物流の混乱と半導体不足は収束しておらず、資源や原油価格の高騰も加わって予断を許さない状況が続いております。

この様な経済情勢の中で当社グループは、海運事業において北海道定期航路では、令和 3 年 8 月に日本製紙釧路工場が事業終了したのに伴い、9 月より自主運航を一隻減少させる配船変更で対応した結果、貨物動向に持ち直しの動きがみられたものの、スポット貨物が低調であったこともあり、貨物輸送量は前年を下回りました。また燃料油価格の高騰により燃料油価格調整金が売上高を増加させて燃料コストも増加しましたが、配船変更によるコスト抑制等が寄与したことで増収、増益となりました。近海航路では市況は好調に推移し三国間定期航路も堅調で、燃料油価格の上昇や近海船の傭船料の高騰もありましたが、収益は改善して増収、増益となりました。

ホテル事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出や延長によって、集客済のツアーが催行中止になるなど宿泊需要は回復せず、極めて厳しい経営環境が継続しております。

不動産事業においては概ね順調に推移いたしました。

事業セグメント毎の業績概況は次のとおりであります。

(海運事業)

新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に解除されたことで経済は回復基調にあり、北海道定期航路では貨物全般に持ち直しの動きがみられ、太宗貨物の減少から配船を変更したことで、雑貨、鋼材の輸送量は前年を上回りましたが、車載用半導体や部品不足の影響で車両輸送が伸び悩み、スポット貨物も低調であったこともあり、貨物輸送量は前年を下回りました。燃料油価格の高騰により燃料油価格調整金が売上高を増加させて燃料コストも増加しましたが、配船変更によるコスト抑制等が寄与したことで増収、増益となりました。近海航路では市況は好調に推移し、三国間定期航路も堅調で燃料油価格の上昇や近海船の傭船料の高騰が影響しましたが、収益は改善して増収、増益となりました。これらの結果、売上高は434億2百万円（前年同期は402億4千9百万円）となり、営業費用は430億4千万円（前年同期は399億9千3百万円）で、営業利益は3億6千1百万円（前年同期は2億5千6百万円）となりました。

(ホテル事業)

新型コロナウイルス感染症拡大は、令和3年4月25日から東京都等で緊急事態宣言が発令され、その後まん延防止等重点措置に切り替わり9月30日まで行動制限が続きました。その後年明けの令和4年1月21日から3月21日までまん延防止等重点措置が再度発令、北海道においてもほぼ同様の措置がなされました。このため令和3年5月23日から6月18日までの27日間と令和4年1月31日から2月20日までの21日間の計48日間にわたり休館となり、業績は回復しませんでした。これらの結果、売上高は6億7千1百万円（前年同期は6億7千1百万円）となり、営業費用は12億3千1百万円（前年同期は12億1千9百万円）で、営業利益は5億6千万円の営業損失（前年同期は5億4千7百万円の営業損失）となりました。

(不動産事業)

前年度と同様に順調に推移し、売上高は6億7千7百万円（前年同期は6億5千7百万円）となり、営業費用は4億1千4百万円（前年同期は4億6百万円）で、営業利益は2億6千2百万円（前年同期は2億5千万円）となりました。

以上の結果、売上高が452億5千5百万円（前年同期は414億9千8百万円）、営業利益が1億4百万円（前年同期は4千1百万円の営業損失）となり、経常利益が6億3千万円（前年同期は3億5百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益が9千万円（前年同期は6億7千万円）となりました。

【次期の見通し】

次期連結業績見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の防止策を継続しながら経済社会活動が徐々に正常化に向かう中で、景気が持ち直していくことが期待されますが、国際情勢の不安定化による原油価格高騰の影響など、予断を許さない状況が続くと予想されることから、次期の業績は売上高485億円、営業利益6億5千万円、経常利益9億5千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億5千万円を見込んでおります。

各事業セグメントの今後の課題と取り組みにつきましては下記の通りです。

海運事業は、北海道定期航路においては、貨物動向は全般に持ち直してきており、新配船下での営業強化により貨物の確保を進めるとともに、燃料油価格の高止まりが予想されることから効率的な航路編成や配船に努め、燃料油価格の変動に注視しながら、定時運航による燃料費の低減、シャーシ回転率の向上によるコスト削減を進めてまいります。

近海航路においては三国間定期航路を軸に適切な船隊規模を維持し、燃料油価格の上昇や傭船料の高騰による不採算航海に注視し、適正な対策を講じてまいります。

ホテル事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行需要の減少により業績の悪化が続いておりますが、組織体制の見直しを行い、新体制でアフターコロナに向けて国内募集型ツアーや団体需要、個人客等の取込みに努め、黒字化を目指してまいります。

不動産事業は、引き続き安定した利益の確保に努めてまいります。

(2) 対処すべき課題

①新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、経済活動の停滞による業績への影響だけに止まらずに、感染拡大防止と従業員並びに関係者の安全確保のために、在宅勤務の活用など当社の就業形態を変更して対応いたしました。今後も感染症によるパンデミックの発生以外にも自然災害などの外的要因に対して、事業を継続できる環境整備を進めてまいります。

②安全対策の強化

グループ各社は、船舶運航、港湾荷役、車両運行などの業務遂行における安全の確保に努めています。安全管理規程、安全作業基準の順守はもとより、災害対策マニュアルなどの安全対策および、不慮の事故に備えた各種保険の適宜見直しを行い、大規模な自然災害の発生時にも事業を継続できる体制の構築を目指します。

③効率的な運航形態の追求

CO₂削減など環境保全の面からも、定時入出港、運航頻度に応じた適正な配船計画を行い、より効率的な運航形態を追求します。

④人材の確保

一般に船員の高齢化が叫ばれておりますが、当社の船員は平均年齢40歳未満であり、近年は大学卒・高専卒の新卒船員も増えて参りました。今後も優秀な船員の確保を進めるとともに、船舶安全運航の技術伝承の為に、重複乗船期間の設定やシミュレーターによる研修、陸上勤務のローテーション等を実施してまいります。

今年度より施行された船員の働き方改革にも取り組み、STCW条約に基づく訓練も計画的に実施いたします。国民保護法に指定される船社としての自覚を引き続き指導してまいります。

また、陸上職員（現業・事務職）につきましては、今年4月より「人材開発部設立準備室」を立ち上げ、企業の持続的な成長に応じた人材の育成に当たり、現在人事制度の見直しを行っております。社員が高いモチベーションを持って日々の業務を行い、当社グループの一員として顧客に対し誠実に向き合って信頼を勝ち取り、未永く顧客とともに社会に貢献できる人材の育成を目指します。

⑤内部統制の強化

グループ各社のリスク管理体制を確立し、業務および財務などにおける全社的な内部統制を行い、適宜見直すことで、業務の適正を確保して不祥事の発生を防止します。

⑥金利の変動

当社グループの設備・運転資金は主に金融機関から調達しています。今後の景気動向によって調達金利が収益に大きな影響を与えないよう、金利の固定化や資金調達の多様化を進めます。

⑦グループ各社との連携

グループ各社の果たすべき役割の明確化、営業活動の連携強化を図り、新規荷主および貨物を常に開拓するとともに、適正な船隊構成の確立を図ります。

(3) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は、借入金及び自己資金により賄いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、令和3年7月20日付で北千生気株式会社の発行済株式の全部を取得し、連結子会社といたしました。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第146期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第147期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第148期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第149期(当連結会計年度) (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高 (百万円)	47,588	45,991	41,498	45,255
経常利益 (百万円)	1,926	684	305	630
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,637	430	670	90
1株当たり当期純利益 (円)	130.11	34.12	53.00	7.17
総資産 (百万円)	56,935	63,859	68,834	69,431
純資産 (百万円)	21,452	20,677	22,566	23,055

- (注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 第149期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 第149期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
共 栄 運 輸 株 式 会 社	36 ^{百万円}	99.60 (ー)%	海 運 事 業
共 栄 陸 運 株 式 会 社	20	100.00 (100.00)	//
三 陸 運 輸 株 式 会 社	93	84.76 (ー)	//
三 陸 輸 送 株 式 会 社	21	100.00 (100.00)	//
栗 林 物 流 シ ス テ ム 株 式 会 社	84	100.00 (ー)	//
大 和 運 輸 株 式 会 社	80	66.86 (36.30)	//
栗 林 運 輸 株 式 会 社	156	73.98 (0.15)	//
八 千 代 運 輸 株 式 会 社	50	100.00 (100.00)	//
株 式 会 社 ケ イ セ ブ ン	97	51.28 (25.64)	//
栗 林 マ リ タイ ム 株 式 会 社	10	100.00 (ー)	//
北 日 本 海 運 株 式 会 社	40	100.00 (ー)	//
株 式 会 社 登 別 グ ラ ン ド ホ テ ル	100	90.27 (6.18)	ホ テ ル 事 業
株 式 会 社 セ ブ ン	70	100.00 (ー)	不 動 産 事 業
北 千 生 氣 株 式 会 社	30	100.00 (ー)	青 果 卸 事 業

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 出資比率欄の () 内は当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 共栄運輸株式会社と北日本海運株式会社は令和4年4月1日付で合併し、青函フェリー株式会社となっております。

(11) 主要な事業

当社グループは、海運事業を主な事業としており、併せてホテル事業、不動産事業、青果卸事業を営んでおります。

(12) 主要拠点等

当社本社 東京都千代田区

国内事業拠点 当社釧路支社（北海道釧路市）、当社苫小牧支社（北海道苫小牧市）、当社室蘭支店（北海道室蘭市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、栗林運輸株式会社（東京都港区）、三陸運輸株式会社（宮城県塩竈市）、大和運輸株式会社（大阪府大阪市）、共栄運輸株式会社（北海道函館市）、北日本海運株式会社（北海道函館市）、栗林物流システム株式会社（東京都千代田区）、株式会社登別グランドホテル（北海道登別市）、北千生氣株式会社（北海道中富良野町）

(13) 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	備 考
現 業 従 業 員	577名	5名減	
事 務 従 業 員	531名	10名増	
計	1,108名	5名増	

(注) 上記現業従業員の従業員数には、24名の契約社員が含まれ、事務従業員の従業員数には、11名の契約社員およびパートが含まれております。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,910 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,943
株 式 会 社 北 洋 銀 行	2,585
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,309
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,058
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,979

(注) 百万円未満は切捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

発行済株式の総数	12,687,022株 (自己株式52,674株を除く)
資本金	1,215,035,325円
株主数	1,845名 (対前期末比253名増)
単元株式数	100株

(2) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
栗林株式会社	1,150 ^{千株}	9.06 [%]
三井住友海上火災保険株式会社	1,063	8.38
栗林定友	861	6.79
王子ホールディングス株式会社	829	6.54
日本製紙株式会社	829	6.54
株式会社日本製鋼所	819	6.46
栗林英雄	685	5.40
東京海上日動火災保険株式会社	662	5.22
三井住友信託銀行株式会社	562	4.43
株式会社みずほ銀行	443	3.50

(注) 千株未満は切捨てて表示しております。
持株比率は、自己株式（52,674株）を控除して計算しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象数
取締役（社外取締役を除く）	17,800 株	7 名
社外取締役	2,000 株	2 名
社外監査役	3,100 株	3 名
	22,900 株	12 名

(注) 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

- (4) その他株式に関する重要な事項
特記事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗 林 宏 吉	
専 務 取 締 役	楠 肇	第一営業部・第二営業部兼北海道地区管掌
常 務 取 締 役	小 柳 圭 治	総務部長
常 務 取 締 役	小 谷 均	経理部長
常 務 取 締 役	稲 田 博 久	船舶部長
常 務 取 締 役	栗 林 広 行	第一営業部長兼第二営業部長兼経営企画部管掌
取 締 役	松 井 伸 二	経営企画部長
取 締 役	大 川 康 治	コーポレート・ドクター（株）代表取締役
取 締 役	北 村 正 一	
監 査 役(常勤)	坂 上 隆	
監 査 役	廣 渡 鉄	弁護士 廣渡法律事務所所長
監 査 役	和 田 芳 幸	公認会計士 和田会計事務所代表、(株)キャリアデザインセンター 社外取締役（非常勤）、(株)ゼロ 社外取締役（非常勤）、(株)フォーバルテレコム 社外取締役（非常勤）

- (注) 1. 取締役大川康治氏および北村正一氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約の被保険者は子会社を含めた全取締役および監査役であります。
3. 当社と大川康治氏および北村正一氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは、両氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 監査役坂上 隆氏、廣渡 鉄氏および和田芳幸氏は社外監査役であります。

5. 監査役坂上 隆氏は長年金融業務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役廣渡 鉄氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有するものであります。

監査役和田 芳幸氏は、長年に亘り当社の会計監査人として監査を行い、また、現在は和田会計事務所代表として、様々な会社の会計監査を行い、公認会計士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するものであります。

なお、坂上 隆氏と廣渡 鉄氏および和田芳幸氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当および 重要な兼職の状況
栗林 定友	2021年6月29日	任期満了	代表取締役会長
神田 良夫	2021年6月29日	任期満了	専務取締役

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	139,950 (12,480)	132,228 (11,700)	7,722 (780)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21,489 (21,489)	20,280 (20,280)	1,209 (1,209)	3 (3)

(注) 1. (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役も同様としております。なお、当社は基本方針を取締役会を経て決定しております。

(2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件決定に関する方針）

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、月額15,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分は含まない）となっており、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して株主総会後の取締役会で決定するものとしております。

また、令和3年8月13日開催の取締役会において、第149期における取締役に対する短期インセンティブを附与するための業績連動型取締役報酬制度を定めるため、ガバナンス委員会の諮問・答申結果に従い、取締役会で承認後決定しております。

なお、令和4年度以降に関しては、今後検討の上、新たに制度設計するものとしております。

(3) 非金銭報酬等の内容および算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主との一層の価値共有を進める事を目的として、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従う譲渡制限付株式を割当てることとしております。譲渡制限付株式報酬は、取締役については年額50,000千円以内（うち社外取締役は10,000千円以内）と報酬の範囲内と定めており、その割当ては、当社に於ける対象役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、株主総会翌月の取締役会で承認後与える事を定めております。

(4) 金銭報酬の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど報酬が高まる構成とし、ガバナンス委員会において検討を行っております。取締役会はガバナンス委員会の答申内容に従い、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を決定することとしております。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝9：1としております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長栗林宏吉が委任を受けるものとしており、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。また、取締役の株式報酬の個人の割当て数についても同じくガバナンス委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。なお、以上の過程により個人別の報酬等の内容を決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(6) 退任役員に対する特別功労金の支払い方針

在任中の業績が著しい役員には、退職慰労金のほかに、特別功労金を支給する事が規程に定めてあります。特別功労金は、ガバナンス委員会の答申結果に従い、取締役会で決定します。算定方法は、役員の勤続年数、貢献度を加味して、取締役は、退職慰労金支給額の30%を上限としております。監査役に関しては、退職慰労金支給額の10%を上限としております。なお、退職慰労金打切り支給の対象者は令和4年3月31日現在8名であります。

2. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額12,132千円があります。

3. 取締役および監査役の報酬限度額について、取締役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第118回定時株主総会（取締役7名・監査役2名）において、月額15,000千円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、監査役の報酬額は、昭和62年6月26日開催の第114回定時株主総会（取締役7名・監査役2名）において、月額3,000千円以内として、それぞれ承認いただいております。また、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会（取締役10名（うち社外取締役1名）・監査役2名）において、上記報酬枠とは別枠で、取締役および監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、取締役については年額50,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）、監査役については年額5,000千円以内とそれぞれ承認いただいております。

4. 取締役および監査役の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含んでおります。

5. 当社は、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社の規程に従い退任時に打切り支給することを承認いただいております。
6. 上記には、令和3年6月29日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

②当事業年度において取締役および監査役が受けた退職慰労金の額
取締役2名 294,888千円

(4) 社外役員に関する事項

取締役 大川 康治

事業年度における活動状況

①重要な兼職先と当社との関係

取締役大川康治氏は、コーポレート・ドクター(株)の代表取締役を兼務しております。なお、当社とコーポレート・ドクター(株)の間には特別の利害関係はありません。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会17回のうち16回に出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

取締役 北村 正一

事業年度における活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、船舶技術分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 坂上 隆

事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会17回のすべて、監査役会21回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 廣渡 鉄

①重要な兼職先と当社との関係

監査役廣渡 鉄氏は、廣渡法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と廣渡法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会17回のすべて、監査役会21回のすべてに出席し、弁護士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 和田 芳幸

①重要な兼職先と当社との関係

監査役和田 芳幸氏は、和田会計事務所の代表、(株)キャリアデザインセンター、(株)ゼロおよび(株)フォーバルテレコムの子会社取締役（非常勤）を兼務しております。また、当社と和田会計事務所、(株)キャリアデザインセンターおよび(株)フォーバルテレコムとの間には特別の利害関係はありません。(株)ゼロとは、当社子会社の栗林運輸(株)の車両輸送事業において取引関係にありますが、当社と(株)ゼロとの間に社外役員の独立性に及ぼす事項は無く、同氏が独立役員として適任であると判断しております。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会17回のうち15回、監査役会21回のうち20回に出席し、公認会計士として企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	42,750千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	42,750千円

- (注) 1. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1)当社は、法令遵守を最重要課題と位置づけており、コンプライアンスマニュアルを作成し、法令等遵守方針、企業倫理方針を定め取締役ならびに従業員に周知しております。
- 2)コンプライアンスマニュアルに、コンプライアンス委員会の組織を明示し、取締役ならびに従業員の法令遵守のための体制構築を図っております。
- 3)法令等遵守体制の有効性について内部監査部門によるチェックを実施し、内部統制システムの構築に努めております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書等については、文書管理規程により、適正な保存および管理を行っております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)リスクマネジメント委員会規程にリスクマネジメント委員会の組織、コンプライアンス委員会規程にコンプライアンス委員会の組織、内部監査規程に内部監査部門による内部監査の実施が明示され、リスク管理体制の構築を図っております。
- 2)安全および環境保護の方針に人命と船舶の安全、海洋環境および財産の保全を基本方針とすることを明示しております。
- 3)安全管理規程に安全管理の組織が明示され、不測の事態には運航基準、事故処理基準等により適切に対応する体制となっており、再発防止等の対策をとることを明示しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役は取締役会規程および取締役会細則に定める職務権限および決議事項に従い、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制となっております。
- 2)取締役会は、法令および定款・社内規程で定められた事項ならびに経営上の重要事項について、毎月1回定期開催される取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会で決議しております。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1)コンプライアンスマニュアルに法令遵守方針、企業倫理方針を明示し、社内イントラネットに掲示し従業員に周知しております。
- 2)コンプライアンスマニュアルに従業員の法令・規定違反等の報告体制として、内部通報相談窓口の設置を明示し、内部通報規程による内部通報制度を構築しております。

- 3)従業員の法令違反等が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会が違法行為等を是正するための措置を講じるとともに、取締役会へ報告し必要があれば懲罰等の措置をとる体制となっております。
- ⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程にグループ各社の経営状況、経営計画、営業上重要な事項等当社へ報告すべき事項を明示しております。
- 2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ)当社グループ各社は、コンプライアンス委員会規程においてコンプライアンス委員会の組織を明示し、各社でコンプライアンスに関する業務を取扱い、必要があれば当社のコンプライアンス委員会へ報告する体制となっております。
ロ)内部監査規程にグループ各社のリスク管理の有効性について、当社の内部監査部門による定期的な内部監査によりモニタリングを実施することが明示されております。
- 3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ各社は、社内規程において明確にした職務分掌、職務権限に基づいて業務を行う体制としており、取締役等は職務の重要度に応じて規程に明示されている決裁基準に従って職務を執行する体制となっております。
- 4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
イ)当社作成のコンプライアンスマニュアルをグループ各社に配布し、取締役ならびに従業員に法令遵守方針および企業倫理方針を周知しております。
ロ)内部通報規程により、当社グループ共通の内部通報制度を構築しております。
ハ)内部監査規程に、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を定期的に実施することが明示されております。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1)内部監査規程に監査役は内部監査部門の従業員に必要な調査等を指示できることが明示されております。
- 2)監査役は必要に応じ内部監査部門が実施する内部監査の報告を求めることができる体制となっております。

- ⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1)内部監査部門の組織変更および従業員の選任に関しては監査役の同意が必要であることが内部監査規程に明示しております。
 - 2)内部監査部門の従業員が監査役の指示による調査等を行う場合は定期的な内部監査によらず随時実施することが明示されております。
- ⑨当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1)監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員その他の者から報告を受けることができることが監査役会規程に明示されております。
 - 2)監査役会は法令に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける体制となっております。
 - 3)監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等について意見交換を行うよう努めております。
- ⑩子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1)関係会社管理規程に監査役はグループ会社から必要な報告を求め、さらに必要と認めた場合は業務および財産の調査をすることが明示されております。
 - 2)当社およびグループ会社共通の内部通報規程が整備され、内部通報があった場合には必要があれば監査役が出席するコンプライアンス委員会で対処することが明示されております。
- ⑪監査役へ報告した者が当該報告をしたことにより不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報はコンプライアンス委員会へ報告され通報した者に不利益な扱いをしてはならないことが明示されており、監査役への報告についても同様な取扱いをする体制とします。
- ⑫監査役 of 職務の執行の費用の支払いの方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1)グループ各社共通の監査役監査規程に職務執行のため必要と認める費用を会社に請求することができることが明示されており、当社においてもこれを準用することとします。
 - 2)監査役は取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席すると共に、議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役、内部監査部門の従業員からの報告を受け連携できる体制となっております。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

1)適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等の経理関係規程を整備しております。

2)財務報告に係る内部統制の有効性チェックのため、内部監査部門による内部監査を定期的に実施し、必要があれば是正、改善の対策を実施する体制となっております。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力排除のための体制

1)コンプライアンスマニュアルに、反社会的勢力への対抗を明示し当社およびグループ各社の取締役ならびに従業員に周知し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して会社組織として一切の関係を遮断する体制としております。

2)警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を収集するとともに組織的な対応が可能となるような体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①内部統制システム

当社では内部統制の基本方針およびコンプライアンス委員会規程に、当社およびグループ各社のコンプライアンス委員会の設置が明示され、定期的に委員会が開催されております。また、常勤監査役が出席して定期的に開催される内部統制委員会では、内部監査部門からの報告および法令・社内規程等の遵守状況が審議され、必要な対応がとられております。

②取締役の職務執行

当社は取締役会規程に基づき、毎月一回の取締役会が開催され、法令、定款または社内規程に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。

取締役会には、社外取締役および社外監査役も出席し、職務執行状況の監督をしております。

③内部監査

当社では、内部監査規程に基づき内部監査部門が設置されております。内部監査部門は内部統制委員会で承認された、年度監査計画に基づいて外部監査人および常勤監査役と連携して当社およびグループ会社の内部監査を実施しております。

内部監査の結果は社長、内部統制委員会および監査役へ適宜報告されております。

④当社グループ会社の管理

連結子会社の月次の経営概況、中長期の経営計画等は関係会社管理規程に基づき当社担当部門に報告されております。

また、当社内部監査部門はグループ会社の内部監査部門と連携して定期的に内部監査を実施し、監査結果は、当社関係者の他、当該子会社の担当部門長へ報告されております。

⑤監査役職務執行および監査の実効性の確保

1) 監査役は監査役会規程に基づく取締役会への出席の他、経営会議、リスクマネジメント委員会および内部統制委員会の他、当社の重要な会議に出席し、必要があれば意見を述べております。

2) 監査役監査については、当社内部監査部門および外部監査人と連携し、当社およびグループ会社の監査を実施するとともに、グループ会社監査役との意見交換等が行われております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,276,834	流 動 負 債	18,493,604
現金及び預金	11,018,763	支払手形及び買掛金	7,128,989
受取手形、売掛金及び契約資産	7,932,907	短 期 借 入 金	5,952,000
商 品 及 び 製 品	32,471	1年以内返済予定長期借入金	2,321,094
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	339,217	1年以内支払予定長期未払金	863,228
未 収 入 金	114,494	1年以内償還予定社債	136,000
仕 掛 品	2,565	リ ー ス 債 務	241,777
そ の 他 流 動 資 産	836,579	未 払 法 人 税 等	287,384
貸 倒 引 当 金	△164	賞 与 引 当 金	441,498
固 定 資 産	49,148,446	そ の 他 流 動 負 債	1,121,631
有 形 固 定 資 産	35,250,754	固 定 負 債	27,882,054
船	16,807,143	社 債	740,000
建 物 及 び 構 築 物	5,659,982	長 期 借 入 金	11,388,886
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,103,830	長 期 未 払 金	9,860,995
土 地	10,150,704	リ ー ス 債 務	465,099
リ ー ス 資 産	583,862	繰 延 税 金 負 債	2,266,743
建 設 仮 勘 定	586,435	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	418,047
そ の 他 有 形 固 定 資 産	358,796	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,397,868
無 形 固 定 資 産	1,280,759	負 の の れ ん	115,319
借 地 権	1,028,388	そ の 他 固 定 負 債	229,093
ソ フ ト ウ エ ア	91,761	負 債 合 計	46,375,659
の れ ん	80,023	純 資 産 の 部	
そ の 他 無 形 固 定 資 産	80,586	株 主 資 本	16,210,267
投資その他の資産	12,616,932	資 本 金	1,215,035
投 資 有 価 証 券	11,253,027	資 本 剰 余 金	1,269,832
長 期 貸 付 金	1,345	利 益 剰 余 金	13,739,909
繰 延 税 金 資 産	427,556	自 己 株 式	△14,509
保 険 積 立 金	550,455	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,961,711
そ の 他 投 資 資 産	422,269	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,961,711
貸 倒 引 当 金	△37,721	非 支 配 株 主 持 分	2,883,964
繰 延 資 産	6,320	純 資 産 合 計	23,055,943
社 債 発 行 費	6,320	負 債 及 び 純 資 産 合 計	69,431,602
資 産 合 計	69,431,602		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 令和 3 年 4 月 1 日)
(至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売上高	45,255,500						
売上原価	38,371,420						
売上総利益	6,884,079						
販売費及び一般管理費	6,779,882						
営業利益	104,197						
営業外収入							
受取利息	101						
受取配当金	306,262						
受取償却資産利益	188,733						
受取投資利益	81,089						
受取外収入	32,085						
受取営業外費用	19,782						
受取営業外費用	224,102					852,158	
営業外費用							
支払利息	285,460						
支払営業外費用	40,393						
経常利益	325,854						
特別利益	630,500						
投資有価証券売却益	374						
固定資産の減損	20,509						
特別損失	107,401						
減損損失	951					129,235	
特別損失							
減損損失	660						
固定資産の減損	18,030						
特別損失	10,568						
減損損失	4,022						
税金等調整前当期純利益							
法人税、住民税及び事業税	726,453						
法人税等調整額	335,154						
当期純利益	201,461						
非支配株主に帰属する当期純利益	189,837						
親会社株主に帰属する当期純利益	98,927						
	90,909						

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 令和 3 年 4 月 1 日)
(至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
令和 3 年 4 月 1 日 残 高	1,215,035	978,012	13,800,653	△20,780	15,972,921
会計方針の変更による累積的影響額			△75,668		△75,668
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,215,035	978,012	13,724,985	△20,780	15,897,253
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△75,985		△75,985
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			90,909		90,909
自 己 株 式 の 取 得				△27	△27
自 己 株 式 の 処 分		2,633		6,297	8,931
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		289,186			289,186
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	291,819	14,924	6,270	313,014
令和 4 年 3 月 31 日 残 高	1,215,035	1,269,832	13,739,909	△14,509	16,210,267

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非株主支持配分	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	その他の 包括利益 累計額合計		
令和３年４月１日残高	3,452,187	△13	3,452,173	3,141,289	22,566,384
会計方針の変更による累積的影響額					△75,668
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,452,187	△13	3,452,173	3,141,289	22,490,716
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△75,985
親会社株主に帰属する 当期純利益					90,909
自己株式の取得					△27
自己株式の処分					8,931
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					289,186
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	509,523	13	509,537	△257,324	252,212
連結会計年度中の 変動額合計	509,523	13	509,537	△257,324	565,226
令和４年３月３１日残高	3,961,711	－	3,961,711	2,883,964	23,055,943

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,600,125	流動負債	7,065,430
現金及び預金	1,127,297	海運業未払金	1,707,254
受取手形	78,978	短期借入金	3,530,000
海運業未収金	3,195,267	1年以内返済予定長期借入金	1,450,044
貯蔵品	152,301	1年以内償還予定社債	120,000
未収入金	24,638	リース債務	61,901
その他の流動資産	21,664	未払金	10,049
貸倒引当金	△21	未払費用	29,298
固定資産	19,970,759	未払法人税等	18,564
有形固定資産	7,212,812	賞与引当金	28,334
船舶	4,242,649	その他の流動負債	109,984
建物	318,355	固定負債	8,593,551
構築物	1,302	社債	340,000
車両及び運搬具	130,916	長期借入金	6,276,724
器具備品	209,598	リース債務	162,853
土地	2,122,110	繰延税金負債	1,527,904
リース資産	187,879	退職給付引当金	173,840
無形固定資産	33,183	役員退職慰労引当金	102,360
その他の無形固定資産	33,183	その他の固定負債	9,867
投資その他の資産	12,724,764	負債合計	15,658,981
投資有価証券	9,179,937	純資産	
関係会社株式	3,201,159	株主資本	5,365,853
会員権	8,650	資本金	1,215,035
保険積立金	210,812	資本剰余金	753,603
差入の他投資金	126,075	資本準備金	740,021
貸倒引当金	5,578	その他資本剰余金	13,582
繰延資産	△7,450	利益剰余金	3,411,724
社債発行費	3,429	利益準備金	235,800
		その他利益剰余金	3,175,924
		圧縮記帳積立金	116,193
		別途積立金	1,665,000
		繰越利益剰余金	1,394,730
		自己株式	△14,509
		評価・換算差額等	3,549,479
		その他有価証券評価差額金	3,549,479
資産合計	24,574,314	純資産合計	8,915,332
		負債及び純資産合計	24,574,314

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和 3 年 4 月 1 日)
(至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
						圧縮記帳 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
令和 3 年 4 月 1 日 残 高	1,215,035	740,021	10,948	750,970	235,800	119,629	1,665,000	2,264,644	4,285,074	△20,780	6,230,300
会計方針の変更による累積の影響額								△58,658	△58,658		△58,658
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,215,035	740,021	10,948	750,970	235,800	119,629	1,665,000	2,205,985	4,226,415	△20,780	6,171,641
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立金の取崩						△3,436		3,436	－		－
剰 余 金 の 配 当								△75,985	△75,985		△75,985
当期純損失 (△)								△738,706	△738,706		△738,706
自己株式の取得										△27	△27
自己株式の処分			2,633	2,633						6,297	8,931
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)											
事業年度中の 変動額合計	－	－	2,633	2,633	－	△3,436	－	△811,255	△814,691	6,270	△805,788
令和 4 年 3 月 31 日 残 高	1,215,035	740,021	13,582	753,603	235,800	116,193	1,665,000	1,394,730	3,411,724	△14,509	5,365,853

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和 3 年 4 月 1 日 残 高	3,003,269	△13	3,003,255	9,233,555
会計方針の変更による累積的影響額				△58,658
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,003,269	△13	3,003,255	9,174,896
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△75,985
当 期 純 損 失 (△)				△738,706
自 己 株 式 の 取 得				△27
自 己 株 式 の 処 分				8,931
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	546,210	13	546,223	546,223
事業年度中の 変動額合計	546,210	13	546,223	△259,564
令和 4 年 3 月 31 日 残 高	3,549,479	－	3,549,479	8,915,332

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月23日

栗林商船株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 康一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栗林商船株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栗林商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、またそのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月23日

栗 林 商 船 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 康一
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栗林商船株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を、会計監査人EY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和4年5月24日

栗林商船株式会社 監査役会

監査役(常勤) 坂 上 隆 ㊟

監 査 役 廣 渡 鉄 ㊟

監 査 役 和 田 芳 幸 ㊟

(注) 監査役坂上 隆、廣渡 鉄および和田芳幸は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

[illegible]

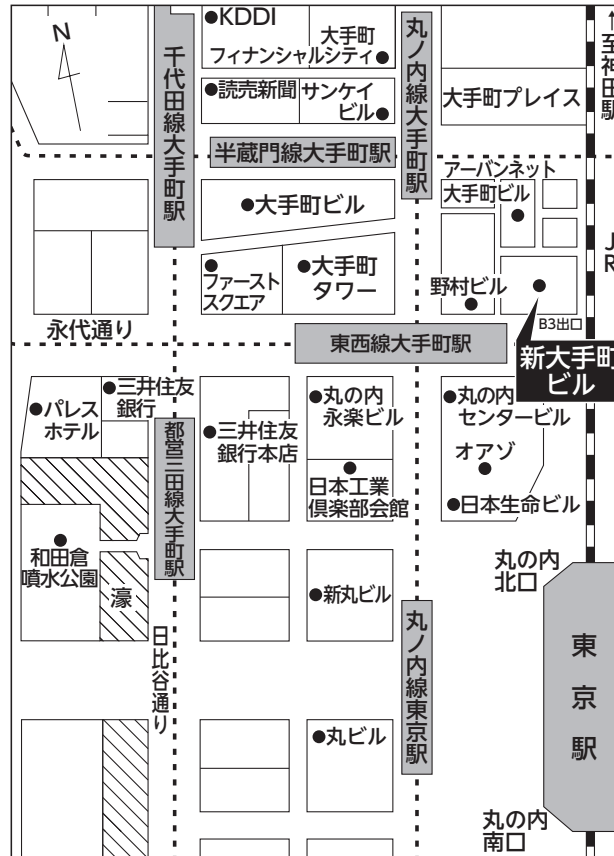
This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal blue or grey lines across its entire width, typical of notebook paper. There are no margins, text, or other markings present.

第149回定時株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新大手町ビル 4階429区 当社会議室

電話 (03) 5203-7981 (代表)



J R 東京駅 丸の内北口より徒歩5分
東京メトロ 丸ノ内線・東西線・半蔵門線・千代田線・都営三田線
大手町駅 B3出口直結/A5出口より徒歩2分

栗林商船株式会社

<https://www.kuribayashishosen.com>

この株主総会招集ご通知の内容は、上記ホームページ上でもご覧になれます。

UD
FONT

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。